

舞監公示第2-15号
令和元年12月17日

支援船の中間修理（入きょ又は上架を伴う場合を除く。）及び臨時修理等（入きょ又は上架を伴う場合を除く。）における検査・修理に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 菅 谷 秀 樹

記

1 調達予定品目等

令和2年度、令和3年度及び令和4年度における舞鶴造修補給所が要求元である支援船の中間修理（入きょ又は上架を伴う場合を除く。）及び臨時修理等（入きょ又は上架を伴う場合を除く。）における検査・修理に関する役務

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省及び契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (5) 令和01・02・03年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る近畿地区競争参加資格を有する、または申請中の場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者
- (6) 別表第1及び別表第2に掲げるそれぞれの各船の機器等に関する検査及び修理役務に必要な次の要件を有するか、契約履行時までに有することができる者なお、公募は、船種及び修理区分を問わず別表第2の番号単位とする。
 - ア 当該機器等の検査・修理能力を有し、不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能なこと。
 - イ 当該機器等の検査・修理に必要な技術及び公的資格を有すること。
 - ウ 当該機器等の検査・修理に必要な設備を有すること。
 - エ 当該機器等の検査・修理に必要な安全管理、工程管理及び品質保証に関する能力又は体制を有すること。
 - オ 法令等の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- (7) 当該機器等の検査・修理の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、請け負わせる業務内容に応じて、本項(6)を満たすことが証明できること。
- (8) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を

明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去5年間における最新の当該機器又は同等の機器の検査・修理実績（実績のない場合は省略可）

なお、次の契約実績を同等の機器の検査・修理実績に換えることができる。

(ア) 支援船の定期検査及び年次検査における同等の役務の下請け契約実績

(イ) 艦艇の中間修理における同等の役務の実績

イ 2項に示す設備及び体制等を証明する書類

ウ 当該機器等の検査・修理の一部を第三者に請け負わせる場合は、下請企業一覧表（請け負わせる業務内容によっては、2項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付する。）

エ 同等の調達に関し過去5年間に舞鶴地方総監部との契約実績がある場合は本項イ及びウを省略することができる。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

令和元年12月17日（火）～令和2年1月24日（金）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から部品供給体制等調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適當と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (3) 疑義の再申立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

別紙様式

(記入例)

舞鶴地方総監部経理部長 殿

○ ○ 株 式 会 社
代表取締役 ○○ ○印

参 加 表 明 書 (舞監公示第 2-15 号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

区分	番号	機器名称等	備考
機関	1	ディーゼル主機	

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料

調達予定品目一覧表

番号	調 達 予 定 品 目
1	「水中処分母船 1 号」 中間修理
2	「えい船 0 1 号」 中間修理
3	「えい船 0 2 号」 中間修理
4	「えい船 0 5 号」 中間修理
5	「えい船 0 7 号」 中間修理
6	「えい船 7 2 号」 中間修理
7	「えい船 8 7 号」 中間修理
8	「水船 2 3 号」 中間修理
9	「油船 3 1 号」 中間修理
10	「油船 3 3 号」 中間修理
11	「油船 3 8 号」 中間修理
12	「油船 2 0 4 号」 中間修理
13	「廃油船 1 0 6 号」 中間修理
14	「運貨船 1 4 号」 中間修理
15	「交通船 2 1 3 8 号」 中間修理
16	「交通船 2 1 5 3 号」 中間修理
17	「特別機動船 4 号」 中間修理
18	「特別機動船 9 号」 中間修理
19	「特別機動船 1 0 号」 中間修理
20	「特別機動船 1 9 号」 中間修理
21	「特別機動船 2 5 号」 中間修理
22	舞鶴在籍支援船の臨時修理等

- 備考 : 1 中間修理の期間は、2週間を標準とする。
 2 臨時修理の期間は、役務に必要な期間とする。
 3 いずれの中間修理及び臨時修理等においても、入きよ又は上架を伴う場合は除く。

別表第2

中間修理時における工事一覧表

船体の部

番号	機器名称等
1	全般（水中処分母船1号を除く。）
2	水中処分母船1号
3	諸管装置（10%白銅管の製作新替え、溶接補修等）

機関の部

番号	機器名称等
1	ディーゼル主機
2	軸系及びプロペラ
3	補機
4	諸管装置
5	ぎ装品一般

電気の部

番号	機器名称等
1	全般（水中処分母船1号の電装品を除く。）
2	水中処分母船1号の電装品